

法人JAネットバンク利用規定 新旧対照表

改正後	改正前
<u>法人 JA ネットバンク利用規定</u>	<u>第1条 法人JAネットバンク</u>
<b>1 法人 JA ネットバンク</b>	
<b>(1) サービス内容</b>	1 サービス内容
a 法人 JA ネットバンク（以下、「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下、「端末」といいます。）により、法人 JA ネットバンク利用規定（以下、「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。	(1) 法人JAネットバンク（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下「端末」といいます。）により、法人JAネットバンク利用規定（以下「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
b 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申し込むことができます。	(2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込むことができます。
(a) 照会・振込サービス	① 照会・振込サービス
(b) 伝送サービス	② 伝送サービス
(c) その他当組合所定のサービス	③ その他当組合所定のサービス
なお、照会・振込サービスの申込みは必須となり、伝送サービスのみの申込みはできません。また、照会・振込サービスの申込みにより、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。	なお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。
c ~e (省略)	(3) (省略) (4) (省略) (5) (省略)
<b>(2) 使用できる機器</b>	2 使用できる機器
(省略)	(省略)
<b>(3) 利用時間</b>	3 利用時間
(省略)	(省略)
<b>(4) 月額利用料</b>	4 月額利用料
2 サービス取扱時間	
(省略)	
a 契約者は当組合に対し、本サービスについての当組合所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下、「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。	(1) 契約者は当組合に対し、本サービスについての当組合所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。
b 月額利用料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当組合所定の日に自動的に引き落すものとします。	(2) (省略)
c <u>月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料（全額）を徴収します。（日割り計算は行いません。）</u>	
2 利用資格	<b>第2条 利用資格</b>
(1) 本サービスの利用申込者（以下、「利用申込者」といいます。）は、次の <u>場合</u> に該当する方とします。	1 本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」といいます。）は、次の <u>各号全て</u> に該当する方とします。

<p>3 利用申込み <u>a～c</u> (省略)</p>	<p>(1)～(3) (省略)</p>
<p>(2) 本条<u>(1)</u>に該当する方からの利用申込<u>み</u>であっても、当組合は、次の場合には利用申込<u>み</u>を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。</p> <p><u>a</u> 利用申込<u>み</u>時に虚偽の事項を届け出たことが判明したとき。</p> <p><u>b</u> その他、当組合が利用を不適当と判断したとき。</p>	<p>2 本条<u>1項</u>に該当する方からの利用申込であっても、当組合は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。</p> <p><u>(1)～(2)</u> (省略)</p>
<p>3 反社会勢力との取引拒絶</p> <p>本サービスは、第 12 条<u>(3)i(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>j(a)</u>から<u>e</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条<u>(3)i(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>j(a)</u>から<u>e</u>の一つにでも該当する場合には、当組合は本サービスの利用申込<u>み</u>をお断りするものとします。</p>	<p><b>第3条</b> 反社会勢力との取引拒絶</p> <p>本サービスは、第12条3<u>(10)ア</u>から<u>カ</u>および<u>(11)ア</u>から<u>オ</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条3<u>(10)ア</u>から<u>カ</u>および<u>(11)ア</u>から<u>オ</u>の一つにでも該当する場合には、当組合は本サービスの利用申込をお断りするものとします。</p>
<p>4 リスクの承諾</p> <p><u>(1)</u> 当組合は、本規定、法人 JA ネットバンクオンラインマニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当組合がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。</p> <p><u>(2)</u> 利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当組合のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込<u>み</u>を行うものとします。</p>	<p><b>第4条</b> リスクの承諾</p> <p>1～2 (省略)</p>
<p>5 契約口座</p> <p><u>(1)</u> 契約者は、あらかじめ、申込書により当組合本支店における契約者名義の口座を契約口座として申し込むことができるものとします。</p> <p><u>(2)</u> (省略)</p> <p><u>(3)</u> 契約者は、申込書により届け出た契約口座のうち、月額手数料等を決済する口座を代表口座として必ず申し込むものとします。</p>	<p><b>第5条</b> 契約口座</p> <p>1～3 (省略)</p>
<p>6 マスターコーナー・管理者ユーザーおよび一般ユーザー</p> <p><u>(1)</u> (省略)</p> <p><u>(2)</u> 契約者は、マスターコーナーの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下、「管理者ユーザー」および「一般ユーザー」といいます。）を、当組合所定の方法により登録できるものとします。</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p>	<p><b>第6条</b> マスターコーナー・管理者ユーザーおよび一般ユーザー</p> <p>1～3 (省略)</p>
<p>7 電子証明書、ログイン ID、パスワード等</p> <p><u>(1)～(2)</u> (省略)</p> <p><u>(3)</u> 電子証明書方式では、当組合が発行する電子証明書を、当組合所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。（インストールの際、<u>本条(2)</u>のログイン ID が必要になります。なお、ログイン ID は電子証明書のインストールのためのみに使用されます。）</p> <p><u>a～b</u></p>	<p><b>第7条</b> 電子証明書、ログインID、パスワード等</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 電子証明書方式では、当組合が発行する電子証明書を、当組合所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。（インストールの際、<u>前項</u>のログインIDが必要になります。なお、ログインIDは電子証明書のインストールのためのみに使用されます。）</p> <p><u>(1)～(2)</u> (省略)</p>

<p>(4) (省略)</p>	<p>4 マスターユーザが管理者ユーザおよび一般ユーザを登録する場合、マスターユーザは、管理者ユーザおよび一般ユーザの本人確認のためのログインパスワードを当組合所定の方法で登録するものとします。</p>
<p>(5) ログインパスワード、確認用パスワード、ワンタイムパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）は、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当組合からパスワード等をお聞きすることはありません。</p>	<p>5 ログインパスワード、確認用パスワード、ワンタイムパスワード（以下「パスワード等」といいます。）は、マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当組合からパスワード等をお聞きすることはできません。</p>
<p>(6) (省略)</p>	<p>6 ログインパスワード、確認用パスワードを、マスターユーザが任意に変更する場合は、当組合所定の方法で登録するものとします。なお、管理者ユーザ・一般ユーザのログインパスワードについては、管理者ユーザ・一般ユーザが当組合所定の方法で任意に変更することができるものとします。</p>
<p>(7) パスワード等については、契約者のセキュリティ確保のため、当組合所定の有効期限を有するものとします。マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワード、または確認用パスワードを変更するものとします。</p>	<p>7 パスワード等については、契約者のセキュリティ確保のため、当組合所定の有効期限を有するものとします。マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワードまたは確認用パスワードを変更するものとします。</p>
<p>(8) (省略)</p>	<p>8 マスターユーザおよび管理者ユーザ・一般ユーザが、パスワード等の入力を当組合所定の回数連続して誤った場合は、当組合は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。</p>
<p>8 本人確認</p> <p>契約者は取引において、パスワード等を端末より当組合に送信するものとします。当組合は送信された内容と、当組合に登録された内容の一致を確認した場合、当組合は、次の事項を確認したものとして取り扱います。</p> <p>a 契約者の有効な意思による申込みであること。</p> <p>b 送信者を契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザとみなすこと。</p> <p>c 当組合が受信した依頼内容が真正なものであること。</p>	<p><b>第8条 本人確認</b></p> <p>(省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>
<p>9 電子メール</p> <p>(1)～(2) (省略)</p>	<p><b>第9条 電子メール</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p>
<p>(3) 当組合は、振込・振替受付結果やその他の告知を、届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに電子メールで送信します。</p>	
<p>(4) 届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスを変更する場合は、当組合所定の方法で登録を変更するものとします。</p>	
<p>(5) 当組合が、届出のマスターユーザ、または管理者ユーザ・一般ユーザの電子メールアドレスに、電子メールを送信した場合は、通信障害その他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって万一契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を</p>	

負いません。

(6) 契約者が届け出たマスターユーザ、または管理者ユーザー・一般ユーザーの電子メールアドレスが、マスターユーザ、または管理者ユーザー・一般ユーザーの責めにより、マスターユーザ、または管理者ユーザー・一般ユーザー以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。

## 10 取引の依頼

### (1) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、マスターユーザ、または管理者ユーザー・一般ユーザーが、取引に必要な所定の事項を、当組合所定の方法により、正確に当組合に送信することで行うものとします。

### (2) 取引依頼の確定

当組合は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、マスターユーザ、または管理者ユーザー・一般ユーザーに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法で依頼内容を確認し実行した旨を当組合に送信してください。当組合がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当組合所定の方法で各取引の手続を行います。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。

### (3) 依頼内容の変更・取消し

依頼内容の変更、または取消しは、マスターユーザ、または管理者ユーザー・一般ユーザーが、当組合所定の方法により行うものとします。なお、当組合への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更、または取消しができないことがあります。

## 11 契約者からの解約

### (1)～(2) (省略)

## 12 当組合からの解約

(1) 代表口座の解約は、本サービスの解約申込みとみなします。

(2) 代表口座以外の契約口座の解約は、その口座にかかる本サービスの解約申込みとみなします。

(3) 契約者に次の場合の事由が一つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。

## 第10条 取引の依頼

### 1 取引の依頼方法

(省略)

### 2 取引依頼の確定

(省略)

### 3 依頼内容の変更・取消

(省略)

## 第11条 契約者からの解約

1 契約者は、当組合に通知することにより、本サービスをいつでも解約できるものとします。

2 契約者から当組合に対する解約通知は、当組合所定の申込書により行なうものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当組合の解約手續が完了した時点から発生するものとし、解約手續完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手續を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 第12条 当組合からの解約

### 1～2 (省略)

3 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。

<p><u>a</u> 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。</p>	<p>(1)～(7) (省略)  <u>(8) 当組合への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u>  <u>(9) 本利用規定及び取引約定に違反したと当組合が認めたとき</u>  <u>(10) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p>
<p><u>b</u> 手形交換所、または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p>	<p><u>ア</u> 暴力団  <u>イ</u> 暴力団員  <u>ウ</u> 暴力団準構成員  <u>エ</u> 暴力団関係企業  <u>オ</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等  <u>カ</u> その他前各号に準ずる者</p>
<p><u>c</u> 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき。  <u>d</u> 相続の開始があったとき。</p>	<p><u>ア</u> 暴力的な要求  <u>イ</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為  <u>ウ</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  <u>エ</u> 風説を流布し、偽計を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為  <u>オ</u> その他前各号に準ずる行為</p>
<p><u>e</u> 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき。  <u>f</u> 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。  <u>g</u> 解散、その他営業活動を休止したとき。</p>	<p><u>(11)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合  <u>ア</u> 暴力的な要求  <u>イ</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為  <u>ウ</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  <u>エ</u> 風説を流布し、偽計を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為  <u>オ</u> その他前各号に準ずる行為</p>
<p><u>h</u> 本利用規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。  <u>i</u> 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p>	<p><u>(12)</u> 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認めたとき  <u>(13)</u> その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき</p>
<p><u>j</u> 契約者が、自ら、または第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p>	<p>当組合は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</p>
<p><u>(a)</u> 暴力的な要求  <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為  <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為  <u>(e)</u> その他(a)～(d)に準ずる行為  <u>(f)</u> 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</p>	
<p><u>k</u> 本サービスが法令等（マネー・ローンダーリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合</p>	
<p><u>l</u> 契約者が当組合に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合</p>	
<p><u>m</u> 契約者が当組合に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当組合が判断した場合</p>	

<p><u>n 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u></p>	
<p>○その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。</p>	
<p><u>(4)当組合は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u></p>	
<p>13 解約時のその他留意事項  <u>(1)～(3)</u> (省略)</p>	<p><b>第13条</b> 解約時のその他留意事項      1～3 (省略)</p>
<p>14 関係規定の適用・準用  <u>(1)</u>本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。  <u>(2)</u> (省略)</p>	<p><b>第14条</b> 関係規定の適用・準用      1～2 (省略)</p>
<p>15 規定、または利用方法の変更  <u>(1)</u> (省略)  <u>(2)</u> <b>本条(1)</b>による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第 21 条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p><b>第15条</b> 規定または利用方法の変更      1 (省略)      2 <b>前項</b>による本規定の変更は、変更後の規定の内容を第21条の通知手段でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>16 サービスの追加・廃止  <u>(1)</u>本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合所定の一部のサービスについてはこの限りではありません。  <u>(2)</u>当組合は、廃止内容を第 21 条の通知手段でお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。</p>	<p><b>第16条</b> サービスの追加・廃止      1～3 (省略)</p>
<p><u>(3)</u>サービスの追加時、全部、または一部廃止時には、変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで本規定を変更する場合があります。</p>	
<p>17 届出事項の変更（電子証明書を含みます。）  <u>(1)</u> 本サービスおよび貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当組合所定の方法で、直ちに当組合に届け出してください。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。  <u>(2)～(3)</u> (省略)</p>	<p><b>第17条</b> 届出事項の変更（電子証明書を含む）      1 本サービス及び貯金口座に関する印章、名称、住所、電話番号、また契約口座その他届出事項に変更があったときには、当組合所定の方法で、直ちに当組合に届け出してください。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。      2～3 (省略)</p>

<p>18 移管 (省略)</p>	<p><b>第18条</b> 移管 (省略)</p>
<p>19 免責条項等</p> <p>(1) 当組合<u>および</u>金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当組合は責任を負いません。</p>	<p><b>第19条</b> 免責条項等</p> <p>1 当組合<u>及び</u>金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当組合は責任を負いません。</p>
<p>a~b (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(1) ~ (2) (省略)</p>
<p>(3) 本サービスでのサービス提供にあたり、当組合が当組合所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を契約者<u>または</u>管理者ユーザー・一般ユーザーとみなして取扱いを行った場合は、パスワード等につき当組合の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。</p> <p>(4)~(5) (省略)</p>	<p>2~5 (省略)</p>
<p>20 不正な払戻しへの対応</p> <p>(1) 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりますして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下、「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の<u>場合</u>のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して当組合所定の補償限度額の範囲内で本条(2)に定める補償の請求を申し出ることができます。</p>	<p><b>第20条</b> 不正な払戻しへの対応</p> <p>1 盗取されたパスワード等を用いて第三者が契約者になりますして本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下、「不正な払戻し」といいます。）により生じた損害について、次の<u>各号</u>のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して当組合所定の補償限度額の範囲内で本条<b>第2項</b>に定める補償の請求を申し出ることができます。</p>
<p>a 当組合の提供するセキュリティ対策を実施していること。</p> <p>b 当組合の提供するウィルス対策ソフトを利用していること。</p> <p>c 当組合の指定した正規の手順で電子証明書を利用していること。</p> <p>d パスワード等の盗用<u>または</u>不正な払戻しに気づいてから速やかに、当組合への通知が行われていること。</p> <p>e パスワード等の盗用<u>または</u>不正な払戻しに気づいてから速やかに、警察に被害を届けて、被害事実等の事情説明が行われていること。</p> <p>f 当組合の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。</p>	<p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) パスワード等の盗用または不正な払戻しに気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p>(5) パスワード等の盗用または不正な払戻しに気づいてからすみやかに、警察に被害を届けて、被害事実等の事情説明が行われていること</p> <p>(6) (省略)</p>
<p>(2) 本条(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。</p>	<p>2 本条<b>第1項</b>の申し出がなされた場合、不正な払戻しが契約者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。</p>
<p>(3) 本条(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。</p>	<p>3 本条<b>第2項</b>にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補償対象額を2分の1に減額した金額の範囲で補償する、あるいは補償しないことができるものとします。</p>
<p>a 法人JAネット銀行に使用するパソコンの基本ソフト（OS）やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを、最新の状態に更新していない場合</p> <p>b 法人JAネット銀行に使用するパソコンの基本ソフト（OS）やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了したあとも使用している場合</p> <p>c 法人JAネット銀行にかかるパスワードを定期的に変更していない場合</p>	<p>(1) 法人JAネット銀行に使用するパソコンの基本ソフト（OS）やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを、最新の状態に更新していない場合</p> <p>(2) 法人JAネット銀行に使用するパソコンの基本ソフト（OS）やWebブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアについて、メーカーのサポート期限が終了したあとも使用している場合</p> <p>(3) 法人JAネット銀行にかかるパスワードを定期的に変更していない場合</p> <p>(4) (省略)</p>

<p><b>d</b> その他、契約者に上記と同程度の過失が認められる場合</p> <p>(4) 本条(1)から(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は、補償しないことができるものとします。</p> <p>a (省略)</p> <p>b (省略)</p> <p>c 契約者、または契約者の従業員・使用人・ご家族の故意、または重大な過失による損害であった場合</p> <p>d (省略)</p> <p>e 直接間接を問わず、指示、または脅迫に起因して生じた損害であった場合</p> <p>f (省略)</p> <p>g (省略)</p> <p>h パスワード等の盗取、または不正払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変、または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれらに付随して行われた場合</p> <p>i (省略)</p> <p>(5) 当組合が本条(2)の規定に基づく補償を行う場合、不正払戻しの支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条(1)に基づく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正払戻しを行った者から損害賠償、または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>(6) 当組合が本条(2)の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当組合に対する払戻請求権は消滅します。</p> <p>(7) 当組合が本条(2)の規定に基づき補償を行った場合には、当組合は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権、または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>(8) 当組合が本条(2)の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条(3)、または本条(4)に該当する事由が判明した場合、当組合は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当組合に対して速やかに補償金を返還するものとします。</p> <p>21 通知手段 (省略)</p> <p>22 契約期間 この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者、または当組合からの特段の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。</p>	<p>4 本条第1項から第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は、補償しないことができるものとします。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>5 当組合が本条第2項の規定にもとづく補償を行う場合、不正払戻しの支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第1項にもとづく補償の請求に応じることはできません。また、契約者が、不正払戻しを行った者から損害賠償または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>6 当組合が本条第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象貯金に関する契約者の当組合に対する払戻請求権は消滅します。</p> <p>7 当組合が本条第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当組合は当該補償を行った金額の限度において、不正な振込を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p>8 当組合が本条第2項の規定に基づき補償を行った後、契約者に本条第3項または本条第4項に該当する事由が判明した場合、当組合は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当組合に対して速やかに補償金を返還するものとします。</p> <p><b>第21条 通知手段</b> (省略)</p> <p><b>第22条 契約期間</b> (省略)</p>
--	--

<p>23 サービスの休止</p> <p>(1) 当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期<u>および</u>内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止、または中止することができるものとします。</p>	<p><b>第23条</b> サービスの休止</p> <p>1 当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期<b>及び</b>内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。</p>
<p>(2) ただし、<b>本条(1)</b>の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当組合は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止、または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期<u>および</u>内容について、第21条の通知手段によりお知らせします。</p>	<p>2 ただし、<b>前項</b>の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当組合は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期<b>及び</b>内容について、第21条の通知手段によりお知らせします。</p>
<p>24 海外からの利用</p> <p>本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部、または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。</p>	<p><b>第24条</b> 海外からの利用</p> <p>(省略)</p>
<p>25 業務委託の承諾</p> <p>(1) 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部、または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。</p>	<p><b>第25条</b> 業務委託の承諾</p> <p>1~2 (省略)</p>
<p>(2) 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。</p>	
<p>26 謾渡、質入れ等の禁止</p> <p>(省略)</p>	<p><b>第26条</b> 謾渡、質入れ等の禁止</p> <p>(省略)</p>
<p>27 準拠法・合意管轄</p> <p>(省略)</p>	<p><b>第27条</b> 準拠法・合意管轄</p> <p>(省略)</p>
<p><b>第2章 照会・振込サービス</b></p> <p>28 照会機能</p> <p>(1) (省略)</p>	<p><b>第2章 照会・振込サービス</b></p> <p><b>第28条</b> 照会機能</p> <p>1~2 (省略)</p>
<p>(2) 提供内容の変更・取消し</p> <p>振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当組合は既に提供した口座情報について変更、または取消を行うことがあります。なお、このような変更、または取消しのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。</p>	
<p>29 振込・振替機能</p> <p>(1) (省略)</p> <p>a 振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金、または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。</p>	<p><b>第29条</b> 振込・振替機能</p> <p>1 内容</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 振込・振替機能における振込または振替の取引は、次の区分により取扱います。</p> <p>ア 入金指定口座が、契約口座と異なる当組合本支店にある場合、または当組合以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入</p>

<p><b>b</b> 振込・振替機能における振込<sub>u</sub>または振替の取引は、次の区分により取り扱います。</p> <p>(a)入金指定口座が、契約口座と異なる当組合本支店にある場合、または当組合以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。</p> <p>(b)入金指定口座が、契約口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。</p> <p><b>c</b> 振込・振替機能は、契約者がインターネット画面上で入金指定口座を入力<sub>u</sub>または選択する方式（都度指定方式）により利用できるものとします。</p> <p><b>d</b> (省略)</p>	<p>金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。</p> <p><b>1</b>入金指定口座が、契約口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p>
<p><b>(2)</b> 振込手数料</p> <p><b>a</b> (省略)</p> <p><b>b</b> 振込手数料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書<sub>u</sub>または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引き落すものとします。</p> <p>(a)契約口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落し</p> <p>(b)当組合と後納手数料契約を締結のうえ、契約口座から1か月分をまとめて毎月当組合所定の日に自動的に引落し</p>	<p>2 振込手数料</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 振込手数料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引落すものとします。</p> <p><b>2</b>契約口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落</p> <p><b>1</b>当組合と後納手数料契約を締結のうえ、契約口座から1か月分をまとめて毎月当組合所定の日に自動的に引落</p>
<p><b>(3)</b> 1日あたり上限金額の設定</p> <p><b>a</b> (省略)</p> <p><b>b</b> 契約者は、<b>a</b>に定められた金額の範囲内で、振込の上限金額を設定し、当組合所定の方法によりこれを変更することができます。</p> <p><b>c</b> (省略)</p>	<p>3 1日あたり上限金額の設定</p> <p><b>(1)</b> (省略)</p> <p><b>(2)</b> 契約者は、<b>前号</b>に定められた金額の範囲内で、振込の上限金額を設定し、当組合所定の方法によりこれを変更することができます。</p> <p><b>(3)</b> (省略)</p>
<p><b>(4)</b> 処理指定日</p> <p><b>a</b> (省略)</p> <p><b>b</b> (省略)</p>	<p>4 処理指定日</p> <p>(1)～(2) (省略)</p>
<p><b>(5)</b> 取引の成立</p> <p><b>a</b> 本規定第10条(1)および(2)による取引依頼の確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、処理指定日の当組合所定の時刻）に、振込振替資金を、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書<sub>u</sub>または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引き落します。</p> <p><b>b</b> 振込・振替契約は、振込振替資金を当組合が引き落した時に成立するものとします。</p> <p><b>c</b> 振込・振替契約が成立した場合、当組合は、依頼内容に基づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。</p> <p><b>d</b> 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込<sub>u</sub>または振替の取引はできません。</p> <p>(a)振込金額<sub>u</sub>または振替金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。</p> <p>(b)契約口座が解約済みのとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。</p> <p>(c)契約者から契約口座についての支払停止の届出があり、それにに基づき当組合が所定の手続をとったとき。</p>	<p>5 取引の成立</p> <p>(1) 本規定第10条<b>第1項</b>および<b>第2項</b>による取引依頼の確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、処理指定日の当組合所定の時刻）に、振込振替資金を、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引落します。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 振込・振替契約が成立した場合、当組合は、依頼内容に<b>もと</b>づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する場合、照会・振込サービスによる振込または振替の取引はできません。</p> <p><b>2</b>振込金額または振替金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。</p> <p><b>1</b>契約口座が解約済のとき、または振込・振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。</p> <p><b>2</b>契約者から契約口座についての支払停止の届出があり、それに<b>もと</b>づき当組合が所定の手続をとったとき。</p>

<p>(d) 差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払を不適當と認めたとき。  (e) 当組合の責めによらない事由により、取引ができなかったとき。</p>	<p><b>I</b> 差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払を不適當と認めたとき。  <b>オ</b> 当組合の責めによらない事由により、取引ができなかったとき。</p>
<p><b>(6) 振込・振替予約における振込振替資金の引落し不能時の取扱い</b>  振込・振替予約において、処理指定日の当組合所定の時刻に振込振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかつたものとして、振込、または振替の取引はしません。この場合、当組合は、契約者に対し振込振替資金の引落し不能の旨の通知はしません。  なお、契約口座からの支払が複数ある場合で、その払出し総額が契約口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当組合の任意とします。</p>	<p>6 振込・振替予約における振込振替資金の引落不能時の取扱い  (省略)</p>
<p><b>(7) 取引内容の確認等</b>  a 振込、または振替の取引後は、速やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。  b 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。</p>	<p>7 取引内容の確認等  (1) 振込または振替の取引後は、速やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。  (2) (省略)</p>
<p><b>(8) 振込資金の返却</b>  「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について契約者に照会することができます。この場合は、速やかに回答するものとします。</p>	<p>8 振込資金の返却  「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について契約者に照会することができます。この場合は、速やかに回答するものとします。</p>
<p><b>(9) 依頼内容の訂正、組戻し</b>  a 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名、または振込金額を変更する場合には、以下に規定する組戻しの手続により取り扱います。  (a) 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印 章により記名押印して提出してください。  (b) 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。  b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。  (a) 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印 章により記名押印して提出してください。  (b) 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>9 依頼内容の訂正、組戻し  (1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取り扱います。  (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等相当額は返却しません。  <b>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</b>  (3) 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った契約口座にかかる届出の印 章により記名押印して提出してください。</p>

<p><b>(c)組戻された振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。</b></p> <p><b>c a、bの場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正、または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</b></p> <p><b>d 振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更、または依頼の取りやめはできません。</b></p> <p><b>第3章 収納サービス</b></p> <p>30 収納サービス</p> <p><b>(1)</b> (省略)</p> <p><b>a</b> (省略)</p> <p><b>b</b> 本サービスの契約者は、新たな申込みなしに「収納サービス」を利用することができます。</p> <p><b>(2)</b> 収納機関の選択 (省略)</p> <p><b>(3)</b> サービスの利用方法 (省略)</p> <p><b>(4)</b> サービスの利用時間 (省略)</p> <p><b>(5)</b> サービスの支払限度額 (省略)</p> <p><b>(6)</b> 払込取引の成立等</p> <p><b>a 取引の成立</b></p> <p>本規定第10条(1)および(2)による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引き落します。</p> <p><b>b 契約の成立</b></p> <p>料金等の払込契約は、料金等の払込金額を当組合が契約口座から引き落した時に成立するものとします。</p> <p>料金等の払込契約が成立した場合、当組合は、依頼内容に基づいて、契約先へは払込成立結果の通知、収納機関へは成立後払込電文の発信を行います。</p> <p><b>c 払込取引の取消し等</b></p> <p>料金等の払込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払込みの取引依頼を取消し、または訂正することはできません。</p> <p>収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払込みが取り消されることがあります。料金等の払込みが取り消された</p>	<p><b>①</b> 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p><b>②</b> 組戻された振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<u>自己宛小切手または</u>現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。</p> <p><b>(3) 前1号、2号</b>の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p> <p><b>(4) (省略)</b></p> <p><b>第3章 収納サービス</b></p> <p><b>第30条</b> 収納サービス</p> <p>1 内容</p> <p><b>(1)</b> 収納サービスとは、契約者の契約口座から当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、その他各種料金等（以下、「料金等」といいます。）の払い込みを行うことができるサービスです。</p> <p><b>(2) (省略)</b></p> <p>2 収納機関の選択 (省略)</p> <p>3 サービスの利用方法 (省略)</p> <p>4 サービスの利用時間 (省略)</p> <p>5 サービスの支払限度額 (省略)</p> <p>6 払込取引の成立等</p> <p><b>(1)取引の成立</b></p> <p>本規定第10条<b>第1項</b>および<b>第2項</b>による取引依頼の確定時に、料金等の払込金額を、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約口座から自動的に引落します。</p> <p><b>(2) 契約の成立</b></p> <p>料金等の払込契約は、料金等の払込金額を当組合が契約口座から引落した時に成立するものとします。</p> <p>料金等の払込契約が成立した場合、当組合は、依頼内容に<b>もと</b>づいて、契約先へは払込成立結果の通知、収納機関へは成立後払込電文の発信を行います。</p> <p><b>(3) (省略)</b></p>
--	--

<p>場合、当組合は契約者の承諾なしに、当該払込みにかかる金額を当組合所定の方法により、当該払込みの契約口座に戻し入れます。この場合、払入手数料等相当額は返金いたしません。</p>	<p>(4) 払込みの不能 次のいずれかに該当する場合、契約者は収納サービスによる払込みの取引はできません。これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が発生しても、当組合は責任を負いません。</p>
<p><b>d 払込みの不能</b> 次のいずれかに該当する場合、契約者は収納サービスによる払込みの取引はできません。これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が発生しても、当組合は責任を負いません。</p>	<p><b>ア</b> 本規定第19条免責条項等に該当するとき。 <b>イ</b> 料金等の払込金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。 <b>ウ</b> 払込みを行う契約口座が解約済みのとき。 <b>エ</b> 契約者から契約口座について支払停止の届出があり、それに<b>もと</b>づき当組合が所定の手続をとったとき。 <b>オ</b> 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。 <b>カ</b> 当組合所定の回数を超えて、所定の項目を誤って契約者の端末に入力したとき。 <b>キ</b> 差押等やむを得ない事情があり、当組合が払込みを不適当と認めたとき。</p>
<p><b>(a)</b> 本規定第19条免責条項等に該当するとき。 <b>(b)</b> 料金等の払込金額が契約口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。</p>	
<p><b>(c)</b> 払込みを行う契約口座が解約済みのとき。 <b>(d)</b> 契約者から契約口座について支払停止の届出があり、それに<b>基</b>づき当組合が所定の手続をとったとき。 <b>(e)</b> 収納機関から納付情報、または請求情報についての所定の確認ができないとき。</p>	<p><b>(f)</b> 当組合所定の回数を超えて、所定の項目を誤って契約者の端末に入力したとき。 <b>(g)</b> 差押等やむを得ない事情があり、当組合が払込みを不適当と認めたとき。</p>
<p><b>e 取引内容の確認等</b> 払込みの取引後は、速やかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。</p>	<p>(5) 取引内容の確認等 払込みの取引後は、すみやかに該当する貯金通帳への記入、当座勘定照合表、または第28条に定める照会機能により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。</p>
<p><b>(7) 領収書の取扱い</b> 当組合は、料金等の払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。 収納機関の納付情報、または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。</p>	<p>7 領収書の取扱い 当組合は、料金等の払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。 収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。</p>
<p><b>(8) サービスの利用停止</b> 当組合、または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、収納サービスの利用を停止することができます。収納サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合、または収納機関所定の手続を行ってください。</p>	<p>8 サービスの利用停止 当組合または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、収納サービスの利用を停止することができます。収納サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関所定の手続を行ってください。</p>
<p><b>第4章 伝送サービス</b> 31 伝送サービス <b>(1)</b> (省略) <b>a</b> (省略) <b>b</b> データ伝送、またはファイル伝送をご利用いただくには別途申込が必要となります。ただし、ファイル伝送をご利用いただくには、データ伝送の申込みが必要となります。</p>	<p><b>第4章 伝送サービス</b> <b>第31条 伝送サービス</b> 1 内容 <b>(1)</b> 伝送サービスとは、第32条に定めるデータ伝送および第33条に定めるファイル伝送を総称したサービスです。 <b>(2)</b> データ伝送またはファイル伝送をご利用いただくには別途<b>お申し込み</b>が必要となります。ただし、ファイル伝送をご利用いただくには、データ伝送の申込が必要となります。</p>
<p>32 データ伝送(1) (省略)</p>	<p><b>第32条 データ伝送</b> <b>(1)～(4)</b> (省略)</p>

<p><u>a~d</u> (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) データ伝送契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザ（データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条(1)の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当組合所定の方法により、送信を完了するものとします。</p> <p><u>a~d</u> (省略)</p> <p>(4) データ伝送契約者が当組合に送信する本条(1)の各種サービスのデータは、全国銀行協会で定められたフォーマット（シングルヘッダ）および当組合所定の CSV 形式とします。</p> <p>33 ファイル伝送</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>a~g</u> (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) ファイル伝送契約者、または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条(1)のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当組合所定の方法により、送信を完了するものとします。</p> <p><u>a~e</u> (省略)</p> <p>34 総合振込・口座振込</p> <p>(省略)</p> <p>35 給与振込・賞与振込</p> <p><u>(1)~(3)</u> (省略)</p> <p>36 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定</p> <p>(1) 伝送契約者は、伝送サービスを利用して、総合振込、または給与振込・口座振込・賞与振込を行う場合、当組合に対して、当組合所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「伝送振込手数料等」といいます。）を、当組合所定の方法により支払うものとします。</p> <p><u>(2)~(3)</u> (省略)</p> <p>(4) 振込先（口座振込を除きます。）として指定できる取扱店は、原則、当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当組合所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同</p>	<p>2 (省略)</p> <p>3 データ伝送契約者または管理者ユーザ・一般ユーザ（データ伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条第1項の各種サービスのデータを、以下の日時までに、当組合所定の方法により、送信を完了するものとします。</p> <p><u>(1)~(4)</u> (省略)</p> <p>4 データ伝送契約者が当組合に送信する本条第1項の各種サービスのデータは、全国銀行協会で定められたフォーマット（シングルヘッダ）および当組合所定の CSV 形式とします。</p> <p><b>第33条</b> ファイル伝送</p> <p>1 (省略)</p> <p><u>(1)~(7)</u> (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 ファイル伝送契約者または管理者ユーザ・一般ユーザ（ファイル伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者）は、本条第1項のうち、次のサービスのデータを、以下の日時までに、当組合所定の方法により、送信を完了するものとします。</p> <p><u>(1)~(5)</u> (省略)</p> <p><b>第34条</b> 総合振込・口座振込</p> <p>(省略)</p> <p><b>第35条</b> 給与振込・賞与振込</p> <p>1~3 (省略)</p> <p><b>第36条</b> 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定</p> <p>1~3 (省略)</p> <p>4 振込先（口座振込を除く。）として指定できる取扱店は、原則、当組合本支店および全銀内国為替制度に加盟している当組合以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当組合所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の</p>
---	--

<p>組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。</p>	<p>本支店とします。</p>
<p>(5) 当組合は、本規定第10条(1)および(2)により依頼を受けたデータに<u>基</u>づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続を行います。</p>	<p>5 当組合は、本規定第10条<u>第1項</u>および<u>第2項</u>により依頼を受けたデータに<u>もと</u>づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手續<small>き</small>を行います。</p>
<p>(6)～(7) (省略)</p>	<p>6～10 (省略)</p>
<p>(8) 振込資金、振込手数料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出を省略のうえ、支払指定口座から自動的に引<small>き</small>落します。</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに<u>もと</u>づき当組合が所定の手続をとったとき。</p> <p>(3) (省略)</p>
<p>(9) (省略)</p>	
<p>(10) (省略)</p>	
<p>次のいずれかに該当する場合、当組合はその振込依頼はなかったものとして取<small>り</small>扱います。</p> <p>a 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えて、当組合所定の時限までに自動引落<small>し</small>できなかったとき。</p>	
<p>なお、支払指定口座からの払出しが伝送サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当組合の任意とします。</p> <p>b 伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに<u>基</u>づき当組合が所定の手続をとったとき。</p> <p>c (省略)</p>	
<p>(11) 振込資金の返却</p>	<p>11 振込資金の返却</p>
<p>「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について伝送契約者に照会することができます。この場合は、速やかに回答するものとします。</p>	<p>「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、伝送契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当組合はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、本条<u>第1項</u>の伝送振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当組合は依頼内容について伝送契約者に照会することができます。この場合は、速やかに回答するものとします。</p>
<p>(12) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<small>きます</small>。）</p>	<p>12 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<small>く</small>。）</p>
<p>a 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取<small>り</small>扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名、または振込金額を変更する場合には、b に規定する組戻しの手続により取<small>り</small>扱います。</p>	<p>(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、<u>次号</u>に規定する組戻しの手続により取扱います。</p>
<p>(a) 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。</p>	<p><u>ア</u> 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。</p>
<p>(b) 当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>1当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>
<p>b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続</p>	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続</p>

<p>続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。</p> <p>(a)組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印鑑により記名押印して提出してください。</p> <p>(b)当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(c)組戻された振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。</p> <p>c a、bの場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p>	<p>により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。<b>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</b></p> <p>ア組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印鑑により記名押印して提出してください。</p> <p>イ当組合は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ組戻された振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。<b>自己宛小切手または現金</b>で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。</p> <p>(3) 前1号、2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p>																												
<p>37 口座振替</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>a 当組合の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を伝送契約者に送付します。</p> <p>b (省略)</p> <p>c (省略)</p> <p>d (省略)</p> <p>(4) 口座振替の依頼</p> <p>a 伝送契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者<a href="#">あて</a>の請求明細を記録したデータを作成し、当組合に対し、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。</p> <p>b 当組合は、本規定第10条(1)および(2)によりデータに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>振替済</td><td>0</td></tr> <tr> <td>資金不足</td><td>1</td></tr> <tr> <td>貯金取引なし</td><td>2</td></tr> <tr> <td>貯金者都合による停止</td><td>3</td></tr> <tr> <td>口座振替依頼書なし</td><td>4</td></tr> <tr> <td>委託者の都合による振替停止</td><td>8</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>9</td></tr> </table> <p>なお、貯金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。</p> <p>c (省略)</p>	振替済	0	資金不足	1	貯金取引なし	2	貯金者都合による停止	3	口座振替依頼書なし	4	委託者の都合による振替停止	8	その他	9	<p><b>第37条</b> 口座振替</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>4 口座振替の依頼</p> <p>(1) 伝送契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者<a href="#">宛</a>の請求明細を記録したデータを作成し、当組合に対し、伝送サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。</p> <p>(2) 当組合は、本規定第10条第1項および第2項によりデータに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>振替済</td><td>0</td></tr> <tr> <td>資金不足</td><td>1</td></tr> <tr> <td>貯金取引なし</td><td>2</td></tr> <tr> <td>貯金者都合による停止</td><td>3</td></tr> <tr> <td>口座振替依頼書なし</td><td>4</td></tr> <tr> <td>委託者の都合による振替停止</td><td>8</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>9</td></tr> </table> <p>なお、貯金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。</p> <p>(3) (省略)</p>	振替済	0	資金不足	1	貯金取引なし	2	貯金者都合による停止	3	口座振替依頼書なし	4	委託者の都合による振替停止	8	その他	9
振替済	0																												
資金不足	1																												
貯金取引なし	2																												
貯金者都合による停止	3																												
口座振替依頼書なし	4																												
委託者の都合による振替停止	8																												
その他	9																												
振替済	0																												
資金不足	1																												
貯金取引なし	2																												
貯金者都合による停止	3																												
口座振替依頼書なし	4																												
委託者の都合による振替停止	8																												
その他	9																												

<p><u>(5)</u> 口座振替結果の登録 当組合は振替結果について、以下の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。 <u>a</u> 申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前...振替日当日の当組合所定の時刻 <u>b</u> 申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業終了時刻...振替日の翌営業日の当組合所定の時刻</p> <p><u>(6)</u> 取扱手数料 <u>a</u> (省略) <u>b</u> 口座振替手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「口座振替手数料等」といいます。）は、次のいずれかの方法により申し受けるものとします。 <u>(a)</u> 振替資金を伝送契約者の貯金口座へ入金する際、振替資金から当組合が差引き <u>(b)</u> 振替資金を伝送契約者の貯金口座へ入金のうえ、同口座から引落し <u>(c)</u> 所定の日に、契約者が指定する口座から引落し <u>c</u> 口座確認手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「口座確認手数料等」といいます。）は、口座確認実施結果を当組合で確認次第、当組合所定の方法により申し受けるものとします。 <u>d</u> 口座振替手数料等および口座確認手数料等の引落しにあたっては、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。</p> <p><u>(7)</u> 振替資金の入金 (省略)</p> <p><u>(8)</u> 領収書の送付 (省略)</p> <p><u>(9)</u> 貯金者への通知 (省略)</p> <p><u>(10)</u> 振替不能分の再請求 (省略)</p> <p><u>(11)</u> 停止通知 (省略)</p> <p><u>(12)</u> 解約・変更通知 当組合は、貯金者の申込出、または当組合の都合により当該貯金者との貯金口座振替を解約、または変更した時はその旨通知するものとします。ただし、貯金者が当該指定口座を解約した時は、当組合は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。</p>	<p>5 口座振替結果の登録 当組合は振替結果について、以下の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。 (1)～(2) (省略)</p> <p>6 取扱手数料 <u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> 口座振替手数料および当該手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下「口座振替手数料等」といいます。）は、次のいずれかの方法により申し受けるものとします。 <u>A</u> 振替資金を伝送契約者の貯金口座へ入金する際、振替資金から当組合が差引き <u>1</u> 振替資金を伝送契約者の貯金口座へ入金のうえ、同口座から引落し <u>2</u> 所定の日に、契約者が指定する口座から引落し <u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略)</p> <p>7 振替資金の入金 (省略)</p> <p>8 領収書の送付 (省略)</p> <p>9 貯金者への通知 (省略)</p> <p>10 振替不能分の再請求 (省略)</p> <p>11 停止通知 (省略)</p> <p>12 解約・変更通知 (省略)</p>
--	---

38	ファイル伝送にかかる口座確認 <u>(1)～(4)</u> (省略)	<b>第38条</b> ファイル伝送にかかる口座確認 1～4 (省略)
39	ファイル伝送にかかる口座番号変更 <u>(1)～(3)</u> (省略)	<b>第39条</b> ファイル伝送にかかる口座番号変更 1～3 (省略) 以上